

# 厚生委員会会議録

平成25年5月29日(水)

(開会) 10:03

(閉会) 10:38

## 【 案 件 】

1. 市立病院の運営について
2. 高齢者福祉対策について
3. 子育て環境について

## 【 報告事項 】

1. 第29回飯塚国際車いすテニス大会の開催について (社会・障がい者福祉課)
2. 飯塚市地域福祉計画の策定について (社会・障がい者福祉課)
3. 飯塚市障がい者計画の策定について (社会・障がい者福祉課)
4. 工事請負契約の報告について (契約課)
5. 第二次行財政改革大綱(素案)について (行財政改革推進課)

## 委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。「市立病院の運営について」を議題といたします。「市立病院の現状について」執行部の説明を求めます。また、報告事項の4番目、「工事請負契約の報告について」は関連がありますので、あわせて報告を受けたいと思います。

## 健康・スポーツ課長

飯塚市立病院の現状についてご説明をいたします。医師数及び看護師の状況についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。

まず医師数でございますが、移譲前の平成20年3月31日現在の労災病院の状況から平成25年度までの各年度の4月1日現在の状況を記載しております。平成24年4月1日と平成25年4月1日を比較いたしますと常勤では内科が1名の減、整形外科が1名増、呼吸器外科が1名の増、これは胸部外科から科名が変わりましたので胸部外科との比較になります。合計で常勤では1名の増と、28名となっております。続きまして、非常勤でございますけれども、内科で1名減、外科が1名の減、乳腺外科が1名の増、これも胸部外科との比較になります。合計で1名の減でございます、合計で25名となっております。なお、非常勤医師数を常勤医師数に換算いたします4.3名となります。次に看護師でございますが、看護師はこの表の下の方でございますが、正規職員では、正看護師が4名増、臨時職員は2名減、准看護師の臨時職員が1名の減、合計で1名増の185名となっております。

続きまして、患者数の状況についてご説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。平成21年度から23年度までの各年度の合計患者数及び前年度との差引を記載いたしております。表の1列目が、上から診療科でございまして、内科から始まりまして禁煙外来まで。それと、その下に患者数の合計、一日あたり患者数、病床利用率、平均在院日数、診療日数となっております。23年度と24年度の一日当たりの患者数で比較いたしますと、24年度は入院患者数178.0人、外来患者数431.4人で23年度の入院患者数186.6人と比較しますと8.6人の減、外来患者数441.3人と比較しますと9.9人の減となっております。

診療科別で比較いたしますと、入院では内科が1,071人減で3.3%減、整形外科が3,714人減で19.2%減と大きく変動いたしております。これはすでにご報告しておりますが、12月に院内でノロウイルス患者が発生したことによりまして、新規入院を停止したことによる影響と考えております。また、外来では泌尿器科が3,173人減で、これは常勤医師が退職したことによる影響がでております。

資料の3ページをお願いいたします。一日平均患者数の21年から24年度まで各月の推移をグラフにしたものでございます。上段が外来患者数、下段が入院患者数となっております。収支状況につきましては、5月末が報告期限となっておりますので、提出がありましたら後日委員会で報告をさせていただきます。

続きまして、市立病院一部建替事業の進捗状況についてご説明いたします。工事予算につきましては、12月議会においてご承認を得ておりましたが、その後入札を行い、すでに契約を締結しております。その内容につきましては後ほど契約課から報告をいたしますので、省略させていただきます。また、4月30日に起工式を執り行い、平成26年10月までの工期で、現在、新本館建設工事に着手しております。

以上で説明を終わります。

契約課長

それでは工事請負契約の締結状況について、お手元に配布いたしております資料によりご報告いたします。今回報告をいたします4件の工事は、飯塚市立病院本館新築工事に関する建築工事、電気設備工事、空調設備工事、及び給排水衛生設備工事でございます。入札の執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに飯塚市特定建設工事共同企業体運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、工事ごとに参加要件等を決定し、入札公告を行い、入札を執行いたしました。

入札の結果でございますが、資料1ページをお願いいたします。まず建築一式工事につきましては、2者による入札を執行いたしまして、その結果、落札額20億8950万円、落札率98.39%でフジタ・中村・竹並特定建設工事共同企業体が落札しております。

次に、資料2ページをお願いいたします。電気設備工事につきましては、3者による入札を執行いたしまして、その結果、落札額5億1345万円、落札率95.86%で九電工・みつる電気商会特定建設工事共同企業体が落札しております。

次に、資料3ページをお願いいたします。空調設備工事につきましては、2者による入札を執行いたしまして、その結果、落札額4億1490万7500円、落札率98.52%で朝日・オガワ設備特定建設工事共同企業体が落札しております。

それでは最後に資料4ページをお願いいたします。給排水衛生設備工事につきましては、3者による入札を執行いたしまして、その結果、落札額4億7985万円、落札率99.82%で斎久工業株式会社が落札しております。なお、今回の市立病院本館新築工事に係る4つ全ての工種において、その参加要件を市内・市外業者による2者以上の特定建設工事共同企業体としておりましたが、給排水衛生設備工事において2度にわたり参加者が2者に至らず、入札が成立しなかったことから、3回目の入札公告については、その参加要件を「特定建設工事共同企業体」から「単体企業又は特定建設工事共同企業体」とし、落札決定したものであります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「高齢者福祉対策について」を議題といたします。「ひとり暮らし高齢者等の見守りに関する協定」について、執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長

ひとり暮らし高齢者等の見守りに関する協定について説明をさせていただきます。

孤独死は、独居高齢者だけに限らず、生計の中心者が突然死した場合、その家族も死亡するという事例が発生しております。このようなことから、事業所の通常業務の範囲内で新聞がたまっている等の異変を察知した場合には、市に通報をしていただき、孤独死防止、早期発見につなげる「ひとり暮らし高齢者等の見守りに関する協定」を3月21日に朝日、毎日、読売及び西日本新聞の25の販売店、中央福岡ヤクルト販売株式会社、九州電力及び飯塚市上下水道局と締結しました。5月14日には、佐川急便株式会社九州支社とも協定を締結したところであります。また、本協定は、孤独死防止だけでなく、公共料金等を滞納されている生活困窮者の救済にもつなげようとするものです。今後も協力をしていただける事業者とは随時、協定を締結して地域の見守りネットワークを拡充し高齢者等の孤独死防止に努めてまいります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「子育て環境について」を議題といたします。「飯塚市立枝国保育所に係る移譲先法人の決定について」、執行部の説明を求めます。

子育て支援課長

飯塚市立枝国保育所にかかる移譲法人の決定についてご報告します。お手元の資料の1ページ、2ページをお願いいたします。去る4月25日に枝国保育所の民営化に伴う移譲先法人について「飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会」より飯塚市長に答申がなされ、このたび移譲先として社会福祉法人常葉会を決定したところであります。3ページをお願いいたします。移譲先法人の選考につきましては、昨年9月、先のあり方検討委員会に募集要項、選考基準等を諮問し、本年2月15日から3月15日まで1カ月間募集を行った結果、常葉会1法人のみから応募がありました。常葉会に決定した経緯につきましては、あり方検討委員会において、3月21日に常葉会が運営されている常葉保育園及び常楽寺保育園の視察を行い、3月27日に常葉会による保護者へのプレゼンテーションを枝国保育所で実施させていただきました。その後、4月15日に同法人に対するヒヤリングと移譲申し込み調書等に基づく厳正な審査、審議が行われ、採点評価の結果、選定基準である配点合計400点の7割である280点以上の評価を得たことから、同法人が移譲先として選定されたものでございます。資料の4ページから6ページにかけて、採点結果を添付いたしております。

今後は来年4月の民営化実施に向け、移譲にあたっての諸条件並びにあり方検討委員会の付帯意見に添って、保護者の皆様と常葉会、飯塚市の3者による十分な協議を行い、円滑な事務事業の引き継ぎに最大限努力してまいりたいと考えています。なお、5月8日に第1回保護者説明会を開催しております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から案件に記載の件について、報告したい旨の申し出がっております。すでに報告を受けた報告事項以外の4件について報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「第29回飯塚国際車いすテニス大会の開催について」、報告を求めます。

社会・障がい者福祉課長

第29回飯塚国際車いすテニス大会の開催について報告させていただきます。この大会が本日、5月29日から6月2日までの5日間の日程で開催されます。今年の参加選手数は、海外選手32名、国内選手60名の合計92名です。昨年度、県において既設コート5面の改修と新設コート2面の整備を行っていただきましたが、今年の大会から、これら7面と一昨年度改修した筑豊ハイツのコート3面がすべて国際規格の統一コートに生まれかわりました。委員の皆様におかれましても、新しくなったコートで繰り広げられる選手の熱戦観戦に、会場へお越しいただきますようご案内いたします。

また、去る5月12日に県営筑豊緑地に新設されたテニスコートにおいて、ロンドンパラリンピック金メダリストの国枝選手をはじめ、国内トップクラスの4選手によるエキシビジョンマッチとトークショー、テニス教室を開催しました。このイベントは、大会開催の周知を図るとともに、車いすテニスの面白さを多くの方々に知っていただくこと、そしてノーマライゼーションの浸透を目的に開催したものです。当日は、親子づれやファン、約250名が車いすテニス選手の熱いプレーを観戦し、また小中学生を対象としたテニス教室では、障がいのある児童5名を含む、19名が国枝選手らから指導を受けることができました。

以上、簡単ではございますが、第29回飯塚国際車いすテニス大会の開催について報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地域福祉計画の策定について」、報告を求めます。

社会・障がい者福祉課長

平成24年度に策定いたしました第2期の「飯塚市地域福祉計画」について報告いたします。地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に策定が規定された計画で、住民に最も身近な行政が、住民や関係団体等の参加を得ながら、地域の様々な福祉課題を解決する取り組みの方針を示す計画です。第2期の本市の計画は、計画期間を平成25年度から平成34年度までの10年間として、自助、共助、公助の視点から取り組みの方向性をまとめております。計画の策定にあたっては、飯塚市地域福祉推進協議会において、6回の審議をいただきました。この間、第1期計画策定以降の地域福祉に関する意識や活動の現状、課題等を探るためにさまざまな機会をとらえて意見を聴取しました。市民3,000人を対象としたアンケート調査を実施するほか、地域でさまざまに活動している市民団体の方や民間企業の方々、また校区

社協20カ所のヒヤリングを実施しております。さらに2月1日から18日にかけて市民意見募集を行いました。これらの結果を反映させた中で、協議会において計画案を取りまとめたいただき、本年3月15日に協議会会長から市長に対して計画最終案の答申を受け、策定に至ったものです。計画書はすでに4月下旬に配布させていただきましたので、本日は概要版を配布させていただきました。この概要版の3ページから4ページにかけて計画の体系を示しておりますが、第2期の計画では3つの基本目標「ひとづくり」「地域づくり」「しくみづくり」のもとに、さまざまな取り組みを整理しております。また、7ページに示しているとおり、第2期の計画では、計画の進捗管理が行いやすいように公助の取り組みにおいて、数値目標を掲げておりますが、この点が第1期計画と大きく異なる点です。詳細につきましては、大変失礼ながらすでにお配りしております計画書をご覧くださいませよう願いたします。

以上、簡単ではありますが、飯塚市地域福祉計画の策定についての説明を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市障がい者計画の策定について」、報告を求めます。

社会・障がい者福祉課長

飯塚市障がい者計画の策定について報告をさせていただきます。平成23年3月に策定した本市の第2期障がい者福祉計画が平成25年度をもって終期を迎えることから、次期計画の策定を今年度に取り組みすることとしております。お配りしております資料に沿って説明をさせていただきます。

本市の現行の障がい者福祉計画は、障害者基本法に規定される「市町村障害者計画」と、障害者自立支援法に規定される「市町村障害福祉計画」からなっています。「市町村障害者計画」とは、市町村が取り組むべき障がい者施策に関する基本的な考え方、方向性を総合的・体系的に示す計画として、一方の「市町村障害福祉計画」とは、障がい者の地域生活を支援するための障がい福祉サービス等の基盤整備等にかかる具体的な方策と数値目標を設定する計画となっております。なお、障害者自立支援法はこの4月より、いわゆる「障害者総合支援法」に改められております。

第2期の計画は期間を2年に定めておりました。といたしますのも、障がい者制度は平成22年度から改革が進められ、その当時、自立支援法が廃止されること、障害者基本法が改正されることなどが示されておりましたが、その中で、市町村障害者計画の基礎となる国の新たな「障害者基本計画」も平成25年度から運用されることが明らかであったことを受け、25年度から実施される「障害者基本計画」の内容に即座に対応するためには、25年度中に改めて次の計画策定に取り掛かる必要があると考えていたため、第2期の計画の期間は2カ年とし、制度改革中での経過的性質の計画として位置づけ、国の基本計画が示された後に、本市の障がい者計画の第3期の策定作業に取り掛かりたいと考えていたものです。なお、現在、国の作業が遅れ、当初24年12月ごろに示される予定であった障害者基本計画はまだ示されておられません。

次に2に示す、第3期の障がい者福祉計画の策定方針ですが、本市のこれまでの障がい者福祉計画は、先ほども説明しましたとおり、根拠が異なる法律、2つの法律の中で計画を一体化して策定しておりましたが、障がい者計画の基礎となる国の「障害者基本計画」は10年間の計画として策定されるものに対し、障害者自立支援法、障害者総合支援法に基づきます障害者福祉計画は3年ごとに策定されていることから、計画期間も異なっており、計画の終期の扱いに苦慮しておりました。このため、今後は障害者基本法に規定する障害者計画と、障害者自立

支援法に規定する障害福祉計画を個別に策定することとし、今年度は第3期「障がい者計画」を策定したいと考えております。計画の期間は上位の国の計画の期間が10年間の見込みであることを踏まえ、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。なお、必要に応じて見直しをしていきたいと考えます。もう一枚配付しております体系図は、国の関係法令、関係計画と、それから本市の計画との実施期間の関係を示した資料になっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。先ほど説明しました資料に戻りますけれども、3には計画策定の方法を示しております。

以上、簡単ではありますが、飯塚市障がい者計画の策定について説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第二次行財政改革大綱(素案)について」、報告を求めます。

行財政改革推進課長

第二次行財政改革大綱(素案)についてご報告いたします。第二次行財政改革の取り組みにつきましては、平成18年度に策定しました行財政改革大綱の計画期間が平成22年度までであること、また、現在取り組んでおります行財政改革実施計画(第一次改訂版)の計画期間が平成25年度までであることから、合併特例措置の終了や社会経済情勢の変化等を考えた場合、今後も引き続き、行財政改革に取り組んでいく必要があることから、新たな行財政改革大綱及び、これに基づく行財政改革実施計画を策定することといたしております。今回、大綱の策定に先立ち、大綱(素案)が附属機関である飯塚市行財政改革推進委員会での審議を経て、作成されましたので、その概要について報告するものであります。

お手元の資料、第二次行財政改革大綱(素案)をご覧ください。1ページをお願いいたします。本大綱(素案)は大きく「第二次行財政改革大綱策定の背景と必要性」「行財政改革の基本的な考え方」「行財政改革の進め方」の三章で構成しております。まず、「第二次行財政改革大綱策定の背景と必要性」では「1 行財政改革のこれまでの取り組み」を2ページに、「2 市のおかれている状況」を3ページから8ページにかけて記載しております。このうち「2 市のおかれている状況」では、3ページの(1)市が抱える課題として少子高齢化等の人口問題をはじめ、地域経済の低迷や地域コミュニティにおける課題など、本市を取り巻く社会的状況が一層厳しくなる中では、効果的、効率的な行政運営が必要である旨の記載をしております。

同じく、4ページから8ページにかけましては、(2)地方分権の推進として地域の実情に応じた自主的取り組みの必要性、(3)財政状況等として市税、地方交付税、人件費、公債費、財政調整基金、減債基金残高の推移を現時点までの決算ベースでの実数値と巻末に別表として添付しております財政見通しに基づく推計値により記載しております。なお、巻末の「別表財政見通し」につきましては、昨年(12)月議会開会中の全委員会において報告いたしました「財政見通し」の通常分と特別事業分を合わせた表となっております。

次に、9ページから10ページにかけて「行財政改革の基本的な考え方」を記載しております。9ページの「1 基本的な考え方」において、総合計画の都市目標像である「人が輝きまちが飛躍する 住みたいまち 住み続けたいまち」の実現のための行財政改革である旨の記載を行っております。「2 基本方針」において、行財政改革を進める上での4つの基本方針「市民等との協働(パートナーシップ)による行政運営の推進」「効果的で効率的な行政運営の推進」「持続可能で健全な財政基盤の確立」「時代に対応できる組織改革と人材育成の推進」を掲げ、「3 基本方針の考え方」においてそれぞれの内容を記載しております。

次に、11ページ「行財政改革の進め方」の「1 期間」においては、大綱の期間は

10年とし、大綱に基づく実施計画の期間は5年単位とする旨を記載しています。「2 目標」においては、先ほど説明いたしました4つの基本方針により行財政改革を進めることで達成される具体的目標として、平成35年度時点で財政調整基金（減債基金含）積立残高を標準財政規模の約20%、64億円以上とすること、地方債の対象事業を計画的に実施し、臨時財政対策債及び災害復旧費を除く公債費を大綱期間中は70億円以内で推移するようにすること、平成35年度時点で単年度収支を黒字化することを掲げています。「3 推進体制」においては、大綱に基づく行財政改革の推進体制並びに進行管理と公表について記載しております。以上が、第二次行財政改革大綱（素案）の概要でございます。

次に、市民意見募集につきましては、5月1日から5月21日までの期間におきまして、市ホームページ、及び本庁、支所、各12地区公民館、イヅカコミュニティセンターにおいて募集し、期間中、7件の意見をいただきました。意見の内容としましては大綱（素案）そのものや、今後の行財政改革の必要性がわかりづらいというご意見が大半でございました。行財政改革において市民の皆様のご協力、ご理解は何より必要なものとなりますので、大綱策定の背景や必要性について、更に市民の皆様の理解が得られるよう検討していきたいと考えております。

最後になりますが、第二次行財政改革の取り組みに関する今後の予定でございますが、議会、市民の皆様のご意見を踏まえた大綱の策定作業と併せて、現在、庁内においては、大綱（素案）に基づく実施計画の策定に向けた職員提案並びにヒヤリング等の作業を進めておりますので、行財政改革推進委員会での十分な審議をいただき、8月を目途に大綱並びに実施計画を策定していきたいと考えております。

以上、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。